

## 監事の監査報告書

平成26年6月18日

公立大学法人奈良県立医科大学

理事長 細井 裕司 殿

公立大学法人奈良県立医科大学

監事 岸 秀隆

監事 山田 陽彦

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度における業務の執行を監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

### 1 監査の方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面、証拠書類の査閲によりこれを確かめました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から監査の方法の概要及び結果について報告並びに説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

### 2 監査の結果

- (1) 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（損失の処理に関する書類(案)を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以上